

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

(歳入)

・市町村交付金（社会保障財源化分）

68,245 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

1,548,057 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	R1決算額	一般財源					
		国県支出金	地方債	その他	うち引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)		
社会福祉 ・生活保護 ・児童福祉 ・母子福祉 ・高齢者福祉 ・障害者福祉 など	民生総務費	5,821	100		2,950	2,771	199
	福祉総務費	22,420	2,654		21	19,745	1,416
	遺家族援護費	542				542	39
	身体障害者等福祉費(障害者自立支援給付費)	285,073	192,896		2,391	89,786	6,441
	老人福祉費	6,276	1,297			4,979	357
	老人福祉施設費	346				346	25
	老人保護措置費	76,209			11,073	65,136	4,672
	在宅福祉費	7,579			425	7,154	513
	児童福祉総務費	110,724	21,514		59,305	29,905	2,145
	保育所運営費	237,184	149,920		2,735	84,529	6,063
	児童館運営事業費	261				261	19
	子育て支援事業費	395				395	28
	児童手当費	66,867	56,487			10,380	745
	小計	819,697	424,868		78,900	315,929	22,662
社会保険 ・国民健康保険 ・介護保険 など	国民健康保険事業費	73,254	41,906			31,348	2,249
	介護保険事業費	225,542	8,582			216,960	15,563
	後期高齢者医療事業費	60,589	37,166		1,360	22,063	1,583
	小計	359,385	87,654		1,360	270,371	19,394
保健衛生 ・医療に係る施策 ・予防対策 ・健康増進対策 など	健康づくり対策費(健康長寿のまちづくり推進事業)	1,883			65	1,818	130
	保健事業費	35,092	2,880		937	31,275	2,243
	病院費(繰出金)	332,000				332,000	23,815
	小計	368,975	2,880		1,002	365,093	26,189
計	1,548,057	515,402		81,262	951,393	68,245	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。
 人件費（職員給与費）及び事務費は除きます。よって、予算額とは一致しません。
 本表は、消費税率引き上げに伴う財源の充当先（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）」を示すもの（総務省事務通達）
 であり、下記は其中で使用される用語及び事例を抜粋したものです。

※1 社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※2 その他社会保障施策に要する経費：社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策

※3 社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること
 事例)生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

※4 社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
 事例)国民健康保険、介護保険、年金 など

※5 保健衛生：国民の健康を保つための施策
 事例)医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など